

令和4年 就業構造基本調査

総合政策課から

総務省統計局では、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

調査をお願いする世帯には、9月下旬に調査員が伺い、調査書類をお配りしています。

回答期限は10月10日(月)となっていますので、調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をお願いします。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2212）

安心して働ける明日へ。
就業構造基本調査

町長とまちづくりに ついて話しませんか

町長と話しませんか

- 内容 懇談を希望する団体から申し込みを受け、まちづくりなどに関するさまざまな分野にわたり懇談します。
- 対象 町内会などの自治会や町で活動している各種団体
- 主催 申し込みをした団体

本町では協働のまちづくりを推進するため、町民の皆さんの希望に応じ、町長と皆さんとの懇談会を実施しています。ぜひ皆さんの声をお聞かせください。

ミルクミーティング

- 内容 懇談を希望するおおむね5名以上の町民で構成された団体から申し込みを受け、牛乳を飲みながら、まちづくりなどに関するさまざまな分野にわたり気軽に懇談します。
- 対象 町内会などの自治会や町で活動している各種団体
- 主催 町が主催し役場庁舎で開催

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては開催できない場合があります。

申込み・問合せ／まちづくり推進担当（内線2212）

大規模な土地取引には届け出が必要です

土地の売買や賃借、交換、営業譲渡など、一定面積以上の取引にに係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

- 対象面積 本町の場合は10,000㎡以上
- 届出者 土地の権利取得者（買主など）
- 提出期限 契約締結日から2週間以内 ※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出をお願いします。
- 提出書類 次の書類を各3部提出してください。
 - ・土地売買等届出書
 - ・土地売買等契約書の写し
 - ・土地の位置を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図
 - ・土地とその付近の状況を明らかにした5,000分の1以上の図面
 - ・土地の形状を明らかにした図面
 - ・委任状（代理人が届け出をする場合）
- 罰則 届け出をしないと法律で罰せられることがあります。
- 留意事項 当事者の一方または双方が国や地方公共団体などである場合や、滞納処分などの競売、農地法第3条第1項の許可を要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は届け出不要です。※提出様式や制度の詳細は町ホームページをご覧ください。

町ホームページ
検索キーワード

土地取引



- 提出・問合せ 〒086-0205 別海町別海常盤町280番地
別海町役場総務部総合政策課企画振興担当 TEL75-2111（内線2213）

2022北方領土返還要求北海道・東北国民大会が開催されました

2022北方領土返還要求北海道・東北国民大会が、8月26日に道新ホール（札幌市）で開催され、本町から佐藤副町長が出席しました。

元島民や自治体関係者ら約350人が一堂に会し「今後とも北方四島の一括返還の実現を目指し、政府の外交交渉を後押ししていくとともに、粘り強く北方領土返還要求運動に取り組み、更なる世論の喚起を図る」とした大会宣言の採択などが行われました。

問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）



軽自動車税種別割の納め忘れはありませんか

令和4年度の軽自動車税種別割については、6月末で納期が終了しており、未納の場合は滞納処分の対象となります。

いま一度納め忘れがないかご確認いただき「納付したか分からない」「納付書を紛失してしまった」などの各種相談は下記担当までご連絡ください。

また、令和4年度の町道民税と固定資産税については、10月31日(月)の第3期納期限をもって本年度の納期が終了しますので、納期内納税にご協力をお願いします。

本年度の
債権調査と差押件数

■債権の調査 314件

■債権の差押 19件

(令和4年8月末現在)

今月の夜間納税相談窓口開設日

今月は10月25日(火)に開設します。

■時間 午後6時から午後8時

■場所 役場税務課窓口(役場庁舎1階)

※詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ検索キーワード

夜間納税相談窓口

検索

問合せ/収納対策担当(内線1115・1116)



農耕作業用トレーラなどをお持ちの方へ

令和元年12月25日付国土交通省告示第946号により、道路運送車両法施工規則別表第一に掲げる「**国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車**」に大型特殊自動車または小型特殊自動車でけん引する農耕作業用トレーラ(マニユアスプレッダーなど)が指定されたことに伴い、道路運送車両法における構造要件や保安基準などの一定要件を満たす場合に限り公道走行が可能となりました。

これに伴い「**小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」の判断基準**」を満たすときは、軽自動車税(種別割)の課税対象となり、償却資産台帳からの抹消手続きと、**軽自動車登録(ナンバープレート取得)の手続きが必要**となります。

■農耕作業用トレーラなどの判断基準

農耕作業用トレーラなどは被けん引車であるため、けん引されるトラクターにより分類が異なりますので、ご注意ください。

・小型特殊自動車でけん引している→軽自動車扱い

・大型特殊自動車でけん引している→償却資産扱い

小型特殊自動車の判断基準

区分	小型特殊自動車
農耕作業用	最高速度35km未満(大きさ不問) (例 トラクター、自走式ハーベスター など)
その他	大きさが長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下かつ最高速度が時速15km以下 (例 タイヤショベル、フォークリフト、ホイールローダー など)

具体的なけん引式トレーラの分類

分類	具体的な参考例
堆肥散布機	マニユアスプレッダ、スラリースプレッダ、スラリータンカー など
薬剤散布機	スプレーヤ
運搬車	運搬用トレーラ
集草機	ロールベアラ など
その他	ケンブリッジローラー など

※軽自動車税は所有していれば課税対象となりますので、ご注意ください。

また、農耕作業用トレーラが公道を走行するためには、投光器、連結装置、全幅、運行速度、免許といった公道走行における保安基準があります。詳しくは農林水産省のホームページをご確認ください。

■農耕作業用トレーラなどの軽自動車登録(ナンバープレート取得)の注意点

軽自動車として標識交付(ナンバープレート)の取得をする際には、次の点に注意いただき、必要書類の提出が可能なようご注意ください。

①けん引するトレーラなどの車名・型番・車台番号を申請書に必ず記載

②被けん引車であることが分かるカタログまたは写真などの提出

必要事項などの確認ができないと、交付できない場合がありますのでご承知願います。

なお「年式が古く、車名・型番・車台番号が確認できない」「同じ型番が複数あり、車台番号がどれも不明」などの申請が困難な場合は、下記担当までご連絡ください。

問合せ/課税担当(内線1111)